

改正

平成13年3月31日条例第12号
平成15年3月31日条例第18号
平成16年3月31日条例第7号
平成17年1月21日条例第10号
平成17年3月31日条例第26号
平成19年3月30日条例第11号
平成19年9月6日条例第36号
平成20年3月31日条例第9号
平成21年2月6日条例第2号
平成21年3月31日条例第18号
平成21年11月25日条例第33号
平成23年3月28日条例第4号
平成23年9月15日条例第12号
平成24年3月30日条例第5号
平成24年12月4日条例第32号
平成24年12月28日条例第52号
平成26年3月31日条例第8号
平成27年3月31日条例第9号
平成27年3月31日条例第10号
平成27年9月10日条例第39号
平成28年3月31日条例第16号
平成28年3月31日条例第17号
平成29年3月31日条例第10号
平成29年10月31日条例第26号
平成30年3月30日条例第7号
平成31年3月29日条例第6号
令和元年6月28日条例第5号
令和2年3月31日条例第10号
令和2年10月7日条例第33号
令和3年3月30日条例第6号
令和3年6月30日条例第17号
令和3年12月28日条例第42号
令和4年3月31日条例第11号
令和4年9月30日条例第37号
令和5年3月31日条例第11号
令和5年6月29日条例第29号
令和5年12月28日条例第56号
令和6年3月29日条例第1号

令和6年3月29日条例第8号

令和6年3月29日条例第9号

東大阪市手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の種類等)

第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。

(1) 削除

(2) 原動機付自転車等試乗標識交付手数料 1個 300円

(3) 市税に係る徴収金の納付又は納入に関する証明手数料 1件 300円

(4) 市税の賦課に関する証明手数料 1件 300円

(5) 市税の課税客体である物件に関する証明手数料 1件 300円

(6) 地番に関する証明手数料 1件 300円

(7) 滞納処分に関する証明手数料 1件 300円

(8) 住宅用家屋証明手数料 1件 1,300円

(9) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料 1通 450円

(10) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件 350円

(10)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第12号の2において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号 1件 400円

(11) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料 1通 750円

(12) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件 450円

(12)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号 1件

700円

- (13) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）
- (14) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件 350円
- (15) 住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 1通 300円
- (16) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料 1件 300円
- (17) 住民票又は除票に記載した事項に関する証明書の交付手数料 1通 300円
- (18) 削除
- (19) 印鑑登録証明書交付手数料 1通 300円
- (20) 身分に関する証明手数料 証明事項1件 300円
- (21) 臨時運行許可審査手数料 1両 750円
- (22) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料 1通 300円
- (23) 特定計量器定期検査手数料 別表第1に定める額
- (24) 適正計量管理事業所指定検査手数料 1件 7,400円
- (25) 削除
- (26) 指定介護老人福祉施設指定審査手数料 1件 30,000円
- (27) 指定介護老人福祉施設指定更新審査手数料 1件 16,000円
- (28) 介護老人保健施設開設許可審査手数料 1件 30,000円
- (29) 介護老人保健施設変更許可審査手数料（構造設備の変更を伴うものに限る。） 1件 22,000円
- (30) 介護老人保健施設開設許可更新審査手数料 1件 16,000円
- (30)の2 介護医療院開設許可審査手数料 1件 30,000円
- (30)の3 介護医療院変更許可審査手数料（構造設備の変更を伴うものに限る。） 1件 22,000円
- (31) 介護医療院開設許可更新審査手数料 1件 16,000円
- (31)の2 指定居宅サービス事業者等の指定審査手数料 次に掲げる額。ただし、指定に係る複数の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合であって、これらの事業に係る指定の申請を同時に行うときの手数料の合計金額は、当該指定がア、キ及びケに掲げるものである場合にあつては40,000円、ア及びエ、キ若しくはケに掲げるものである場合、ウ及びカに掲げるものである場合又はキ及びケに掲げるものである場合にあつては35,000円、イ及びオ又はクに掲げるものである場合にあつては10,000円とする。
ア 指定居宅サービス事業者又は地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者（申請に係る事業所が本市の区域の外にあり、かつ、その所在地の市町村長の指定

- を受けているものを除く。イ及びウにおいて同じ。)の指定(共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービスに係るものを除く。) 1件 30,000円
- イ 指定居宅サービス事業者又は地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定(共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービスに係るものに限る。) 1件 10,000円
- ウ 地域密着型通所介護に係るもの以外の指定地域密着型サービス事業者の指定 1件 30,000円
- エ 指定介護予防サービス事業者の指定(共生型介護予防サービスに係るものを除く。) 1件 30,000円
- オ 指定介護予防サービス事業者の指定(共生型介護予防サービスに係るものに限る。) 1件 10,000円
- カ 指定地域密着型介護予防サービス事業者(申請に係る事業所が本市の区域の外にあり、かつ、その所在地の市町村長の指定を受けているものを除く。)の指定 1件 30,000円
- キ 指定訪問型介護予防サービス事業者又は指定通所型介護予防サービス事業者の指定(共生型訪問型介護予防サービス及び共生型通所型介護予防サービスに係るものを除く。) 1件 30,000円
- ク 指定訪問型介護予防サービス事業者又は指定通所型介護予防サービス事業者の指定(共生型訪問型介護予防サービス及び共生型通所型介護予防サービスに係るものに限る。) 1件 10,000円
- ケ 指定訪問型生活援助サービス事業者又は指定通所型短時間サービス事業者の指定 1件 30,000円
- (31)の3 前号アからケまでに掲げる指定居宅サービス事業者等の指定更新審査手数料 1件 10,000円。ただし、指定の更新に係る複数の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合であって、これらの事業に係る指定の更新の申請を同時に行うときの手数料の合計金額は、当該指定の更新が同号ア、キ及びケに掲げるものに係るものである場合、同号ア及びエ、キ若しくはケに掲げるものに係るものである場合、同号イ及びオ若しくはクに掲げるものに係るものである場合、同号ウ及びカに掲げるものに係るものである場合又は同号キ及びケに掲げるものに係るものである場合にあつては、10,000円とする。
- (31)の4 指定居宅介護支援事業者指定審査手数料 1件 30,000円
- (31)の5 指定居宅介護支援事業者指定更新審査手数料 1件 10,000円
- (31)の6 指定介護予防支援事業者指定審査手数料 1件 30,000円
- (31)の7 指定介護予防支援事業者指定更新審査手数料 1件 10,000円
- (32) 埋火葬に関する証明手数料 1件 300円
- (33) 削除
- (34) 汚染土壌処理業許可審査手数料 1件 239,500円
- (35) 汚染土壌処理業許可更新審査手数料 1件 187,300円
- (36) 汚染土壌処理業変更許可審査手数料 1件 119,900円
- (36)の2 汚染土壌処理業者の地位承継承認審査手数料 1件 93,200円
- (36)の3 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定審査手数料 1件 147,000円
- (36)の4 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例変更認定審査手数料 1件 134,000円

円

- (37) 産業廃棄物収集運搬業許可審査手数料 1件 81,000円
- (38) 産業廃棄物収集運搬業許可更新審査手数料 1件 73,000円
- (39) 産業廃棄物処分業許可審査手数料 1件 100,000円
- (40) 産業廃棄物処分業許可更新審査手数料 1件 94,000円
- (41) 産業廃棄物収集運搬業変更許可審査手数料 1件 71,000円
- (42) 産業廃棄物処分業変更許可審査手数料 1件 92,000円
- (43) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可審査手数料 1件 81,000円
- (44) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新審査手数料 1件 74,000円
- (45) 特別管理産業廃棄物処分業許可審査手数料 1件 100,000円
- (46) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新審査手数料 1件 95,000円
- (47) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可審査手数料 1件 72,000円
- (48) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可審査手数料 1件 95,000円
- (49) 産業廃棄物処理施設設置許可審査手数料
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 140,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 120,000円
- (50) 産業廃棄物処理施設の変更許可審査手数料
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 130,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件 110,000円
- (51) 一般廃棄物処理施設設置許可審査手数料
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件 130,000円
 - イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件 110,000円
- (52) 一般廃棄物処理施設の変更許可審査手数料
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件 120,000円
 - イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件 100,000円
- (53) 一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定審査手数料 1件 33,000円
- (54) 一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新審査手数料 1件 20,000円
- (55) 一般廃棄物処理施設の譲受け等許可審査手数料 1件 94,000円
- (56) 一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割認可審査手数料 1件 94,000円
- (57) 産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定審査手数料 1件 33,000円
- (58) 産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新審査手数料 1件 20,000円
- (59) 産業廃棄物処理施設の譲受け等許可審査手数料 1件 94,000円
- (60) 産業廃棄物処理施設設置者の合併又は分割認可審査手数料 1件 94,000円
- (61) 引取業（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第11項に規定する引取業をいう。次号において同じ。）の登録審査手数料 1件 5,600円
- (62) 引取業の登録更新審査手数料 1件 3,600円
- (63) フロン類回収業（使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第12項に規定するフ

- ロン類回収業をいう。次号において同じ。)の登録審査手数料 1件 6,000円
- (64) フロン類回収業の登録更新審査手数料 1件 4,000円
- (65) 解体業(使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第13項に規定する解体業をいう。次号において同じ。)の許可審査手数料 1件 78,000円
- (66) 解体業の許可更新審査手数料 1件 70,000円
- (67) 破砕業(使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第14項に規定する破砕業をいう。次号及び第64号において同じ。)の許可審査手数料 1件 84,000円
- (68) 破砕業の許可更新審査手数料 1件 77,000円
- (69) 破砕業の変更許可審査手数料 1件 67,000円
- (70) 浄化槽清掃業許可審査手数料 1件 10,000円
- (71) 浄化槽清掃業許可証再交付手数料 1件 3,000円
- (72) 道路敷、水路敷及び公園敷並びに都市施設計画区域の境界の明示手数料 1筆1画 1,000円(2面以上の場合又は2筆以上の場合、1,000円に1面又は1筆を増すごとに500円を加算した額)
- (73) 道路敷、水路敷及び公園敷並びに都市施設計画区域の境界明示書の再交付手数料 1件 500円
- (74) 削除
- (75) 道路敷及び水路敷の占用許可等に関する調査手数料 1件 500円
- (76) 道路幅員に関する証明手数料 1件 300円
- (77) 優良住宅新築認定審査手数料(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号の規定に係るもの)
- ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件 6,200円
- イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき。 1件 8,600円
- ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。 1件 13,000円
- エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 1件 35,000円
- オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき。 1件 43,000円
- カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき。 1件 58,000円
- (78) 優良住宅新築認定審査手数料(租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ又は第63条第3項第7号ロに係るもの)
- ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件 6,200円
- イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき。 1件 8,600円
- ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。 1件 13,000円
- エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 1件 35,000円

- オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のとき。 1件 43,000円
- カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき。 1件 58,000円
- (79) 優良宅地造成認定審査手数料（租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に係るもの）
- ア 宅地造成の面積が1,000平方メートル未満のとき。 1件 100,000円
- イ 宅地造成の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。 1件 150,000円
- ウ 宅地造成の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。 1件 230,000円
- エ 宅地造成の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件 310,000円
- オ 宅地造成の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。 1件 460,000円
- カ 宅地造成の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。 1件 600,000円
- キ 宅地造成の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。 1件 780,000円
- ク 宅地造成の面積が100,000平方メートル以上のとき。 1件 1,000,000円
- (80) 削除
- (81) 特定民間再開発事業認定審査手数料（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の4第2項の規定に係るもの） 1件 32,000円
- (82) 地区外転出事情認定審査手数料（租税特別措置法施行令第25条の4第17項の規定に係るもの） 1件 24,000円
- (83) 開発行為許可審査手数料（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係るもの）
- ア 開発区域の面積が1,000平方メートル未満のとき。 1件 10,000円
- イ 開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。 1件 26,000円
- ウ 開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。 1件 51,000円
- エ 開発区域の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件 100,000円
- オ 開発区域の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。 1件 150,000円
- カ 開発区域の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。 1件 210,000円
- キ 開発区域の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。 1件 260,000円
- ク 開発区域の面積が100,000平方メートル以上のとき。 1件 360,000円

- (84) 開発行為許可審査手数料（主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係るもの）
- ア 開発区域の面積が1,000平方メートル未満のとき。 1件 15,000円
 - イ 開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。 1件 36,000円
 - ウ 開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。 1件 77,000円
 - エ 開発区域の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件 140,000円
 - オ 開発区域の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。 1件 240,000円
 - カ 開発区域の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。 1件 320,000円
 - キ 開発区域の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。 1件 400,000円
 - ク 開発区域の面積が100,000平方メートル以上のとき。 1件 560,000円
- (85) 開発行為許可審査手数料（前2号に掲げる開発行為以外の開発行為に係るもの）
- ア 開発区域の面積が1,000平方メートル未満のとき。 1件 100,000円
 - イ 開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。 1件 150,000円
 - ウ 開発区域の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。 1件 230,000円
 - エ 開発区域の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件 310,000円
 - オ 開発区域の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のとき。 1件 460,000円
 - カ 開発区域の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のとき。 1件 600,000円
 - キ 開発区域の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のとき。 1件 780,000円
 - ク 開発区域の面積が100,000平方メートル以上のとき。 1件 1,000,000円
- (86) 開発行為変更許可審査手数料 1件 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,000,000円を超えるときは、その手数料の金額は、1,000,000円とする。
- ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ前3号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
 - イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号まで（同法附則第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前3号に規定する額

- ウ その他の変更については、12,000円
- (87) 開発許可を受けた地位の承継の承認審査手数料
- ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が10,000平方メートル未満のものであるとき。
1件 2,100円
- イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が10,000平方メートル以上のものであるとき。
1件 3,200円
- ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、ア及びイに掲げるもの以外のものであるとき。
1件 21,000円
- (88) 開発登録簿の写しの交付手数料 用紙1枚につき 510円
- (89) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第1号の規定による承認審査手数料 1件 2,000円
- (90) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可審査手数料 1件 54,000円
- (91) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定による許可審査手数料 1件 29,000円
- (92) 都市計画法第43条第1項の規定による許可審査手数料
- ア 敷地の面積が1,000平方メートル未満のとき。 1件 7,700円
- イ 敷地の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のとき。 1件 21,000円
- ウ 敷地の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のとき。 1件 44,000円
- エ 敷地の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件 77,000円
- オ 敷地の面積が10,000平方メートル以上のとき。 1件 110,000円
- (93) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の規定による証明書交付手数料
- ア 都市計画法第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による許可を受けたこと。 1件 980円
- イ 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第43条第1項の規定による許可を受ける必要がないこと。 1件 4,800円
- (94) 道路位置指定図の写しの交付手数料 用紙1枚につき 510円
- (95) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可審査手数料
- ア 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以下のとき。 1件 14,300円
- イ 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき。 1件 25,900円
- ウ 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。 1件 37,300円

- エ 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のとき。 1件 57,300円
- オ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき。 1件 71,600円
- カ 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 1件 96,300円
- キ 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき。 1件 150,600円
- ク 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のとき。 1件 235,200円
- ケ 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のとき。 1件 377,200円
- コ 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき。 1件 541,500円
- サ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき。 1件 723,600円

(95)の2 土石の堆積に関する工事の許可審査手数料

- ア 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以下のとき。 1件 12,100円
- イ 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき。 1件 15,100円
- ウ 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。 1件 17,800円
- エ 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のとき。 1件 22,000円
- オ 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき。 1件 30,800円
- カ 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 1件 34,800円
- キ 土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき。 1件 41,700円
- ク 土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下のとき。 1件 56,700円
- ケ 土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のとき。 1件 77,400円
- コ 土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき。 1件 115,400円
- サ 土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき。 1件 144,200円

- (96) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更許可審査手数料 申請1件につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額。ただし、その額が723,600円を超えるときは、その手数料の金額は、723,600円とする。

- ア 盛土又は切土をする土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。） 盛土又は切土をする土地の面積（イに掲げる変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積が減少する場合を除く。））にあつては当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積、当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積が減少する場合にあつては当該計画の変更前の盛土又は切土をする土地の面積から当該減少に係る盛土又は切土をする土地の面積を減じた面積）に応じ第95号に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）
- イ 新たに盛土又は切土をする土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更 新たに加える盛土又は切土をする土地の面積に応じ第95号に規定する額
- ウ その他の変更 13,500円
- (96)の2 土石の堆積に関する工事の計画変更許可審査手数料 申請1件につき、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額。ただし、その額が144,200円を超えるときは、その手数料の金額は、144,200円とする。
- ア 土石の堆積を行う土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。） 土石の堆積を行う土地の面積（イに掲げる変更を伴う場合（併せて当該計画の変更前の土石の堆積を行う土地の面積が減少する場合を除く。））にあつては当該計画の変更前の土石の堆積を行う土地の面積、当該計画の変更前の土石の堆積を行う土地の面積が減少する場合にあつては当該計画の変更前の土石の堆積を行う土地の面積から当該減少に係る土石の堆積を行う土地の面積を減じた面積）に応じ第95号の2に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）
- イ 新たに土石の堆積を行う土地を加える土石の堆積に関する工事の計画の変更 新たに加える土石の堆積を行う土地の面積に応じ第95号の2に規定する額
- ウ その他の変更 13,500円
- (96)の3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料
- ア 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以下のとき。 1件 3,900円
- イ 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき。 1件 4,300円
- ウ 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。 1件 4,800円
- エ 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のとき。 1件 5,500円
- オ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき。 1件 6,100円
- カ 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。 1件 7,000円
- キ 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以下のとき。 1件 9,200円
- ク 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下

- 下のとき。 1件 12,600円
- ケ 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以下のとき。 1件 18,100円
- コ 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以下のとき。 1件 24,600円
- サ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき。 1件 31,800円
- (97) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明書交付手数料 1件 5,500円
- (98) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可又は計画変更の許可を受けたことの証明書交付手数料 1件 650円
- (99) 長期優良住宅建築等計画等認定審査手数料（次号に該当するものを除く。） 別表第2に定める額
- (100) 長期優良住宅建築等計画認定審査手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合に限る。）前号の手数料（同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合については、次号の手数料）のほか、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに掲げる額とする。
- ア 構造計算の適合性に係る審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を要しない計画又は構造計算適合性審査を要する計画であって、適合判定通知書若しくはその写しの提出があるもの（ウに該当するものを除く。） 東大阪市建築基準法施行条例（平成12年東大阪市条例第9号）第5条第1項の表に定める額
- イ 構造計算適合性審査を要する計画であって、適合判定通知書又はその写しの提出がないもの（エに該当するものを除く。） 東大阪市建築基準法施行条例第5条第1項の表に定める額のほか、次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に掲げる額
- （ア） 構造計算適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を受ける場合 別表第3に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）と3,300円との合計額
- （イ） 構造計算の適合性を建築主事が審査する場合 別表第3に定める額
- ウ 構造計算適合性審査を要しない計画（昇降機に係る部分を含むものに限る。）又は構造計算適合性審査を要する計画（昇降機に係る部分を含むものに限る。）であって、適合判定通知書若しくはその写しの提出があるもの アに掲げる額のほか、東大阪市建築基準法施行条例第5条第4項の表に定める額
- エ 構造計算適合性審査を要する計画（昇降機に係る部分を含むものに限る。）であって、適合判定通知書又はその写しの提出がないもの イに掲げる額のほか、東大阪市建築基準法施行条例第5条第4項の表に定める額
- (101) 長期優良住宅建築等計画等変更認定審査手数料（次号に該当するものを除く。） 別表第4に定める額

- (102) 長期優良住宅建築等計画変更認定審査手数料（分譲業者が認定を受けた後に譲受人を決定した場合の変更に係るものに限る。） 1件 1,500円
- (103) 認定計画実施者の地位承継承認審査手数料 1件 1,500円
- (104) 長期優良住宅建築等計画等の認定及び変更認定並びに認定計画実施者の地位承継に係る承認を受けたことの証明手数料 1件 980円
- (104)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可審査手数料 1件 160,000円
- (105) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素促進法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請又は低炭素促進法第55条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（低炭素促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）の評価方法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（低炭素促進法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）が低炭素促進法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第106号の4から第106号の6まで並びに別表第5及び別表第6の2から別表第6の4までにおいて同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の低炭素促進法第53条第1項の認定若しくは低炭素促進法第55条第1項の変更の認定（以下この号及び第106号の4から第106号の6まで並びに別表第5において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に係る審査手数料 別表第5に定める額
- (106) 低炭素促進法第54条第2項（低炭素促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る審査手数料 東大阪市建築基準法施行条例第5条第1項の表に定める額
- (106)の2 低炭素促進法第54条第2項（低炭素促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。）（当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。）に係る審査手数料 構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと（同法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 構造計算適合性判定を受ける場合 別表第6に定める額に消費税相当額を加算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）と3,300円との合計額
- イ 構造計算の適合性を建築主事が審査する場合 別表第6に定める額
- (106)の3 低炭素促進法第54条第2項（低炭素促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）に係る審査手数料 東大阪市建築基準法施行条例第5条第4項の表に定める額

- (106)の4 低炭素促進法第55条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）に係る審査手数料 別表第6の2に定める額
- (106)の5 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（低炭素促進法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。次号において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）手数料 別表第6の3に定める額
- (106)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）手数料 別表第6の4に定める額
- (107) 低炭素促進法第54条第1項（低炭素促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付手数料 1件 980円
- (107)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この号及び別表第6の6において「判定」という。）又は建築物省エネ法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この号及び第107号の4並びに別表第6の5から別表第6の7までにおいて「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第107号の4並びに別表第6の5及び別表第6の7において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の建築物省エネ法第12条第1項若しくは第13条第2項の判定若しくは変更の判定（以下この号から第107号の4まで並びに別表第6の5及び別表第6の6において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に係る審査手数料（次号に該当するものを除く。） 別表第6の5に定める額
- (107)の3 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る他の建築物（建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）の判定等（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）による確認を含む。）を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について同省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築

物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が同省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について同省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。)に係る審査手数料 別表第6の6に定める額

(107)の4 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)に係る審査手数料(前号に該当する場合を除く。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付手数料 別表第6の7に定める額

(108) 建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項(以下この号、次号及び第109号の4において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準(以下「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号、次号及び第109号の4から第109号の6まで並びに別表第7及び別表第8の2から別表第8の4までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の建築物省エネ法第34条第1項の認定若しくは建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定(以下この号、次号及び第109号の4から第109号の6まで並びに別表第7において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)に係る審査手数料 別表第7に定める額

(108)の2 建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)に係る審査手数料 当該認定等に係る1の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の申請の場合又は建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 別表第7に定める額

- イ 建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。）の場合 別表第8の2に定める額
- (109) 建築物省エネ法第35条第2項（建築物省エネ法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る審査手数料 東大阪市建築基準法施行条例第5条第1項の表に定める額
- (109)の2 建築物省エネ法第35条第2項（建築物省エネ法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。）（当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。）に係る審査手数料 構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと（同法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 構造計算適合性判定を受ける場合 別表第8に定める額に消費税相当額を加算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）と3,300円の合計額
- イ 構造計算の適合性を建築主事が審査する場合 別表第8に定める額
- (109)の3 建築物省エネ法第35条第2項（建築物省エネ法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。）に係る審査手数料 東大阪市建築基準法施行条例第5条第4項の表に定める額
- (109)の4 建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であつて、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。）に係る審査手数料 別表第8の2に定める額
- (109)の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（建築物省エネ法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。次号において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）手数料 当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに、別表第8の3に定める額
- (109)の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する

書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）手数料 当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに、別表第8の4に定める額

(110) 建築物エネルギー消費性能認定審査手数料 別表第9に定める額

(111) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定又は建築物エネルギー消費性能認定を受けたことの証明手数料 1件 980円

(111)の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化推進法」という。）第5条の3第1項の認定又はマンション管理適正化推進法第5条の6第1項の更新の申請に係る審査手数料 6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。以下この号及び次号において同じ。）の数が2以上の場合は、6,400円に、長期修繕計画の数から1を減じた数に3,100円を乗じて得た額を加算した額）

(111)の3 マンション管理適正化推進法第5条の7第1項の変更の認定の申請に係る審査手数料 次のア又はイに掲げる変更の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 規約（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項第1号の規約をいう。以下この号において同じ。）に係るもの 4,300円（変更する規約の数が2以上の場合は、4,300円に、変更する規約の数から1を減じた数に3,000円を乗じて得た額を加算した額）

イ 長期修繕計画に係るもの 10,300円（変更する長期修繕計画の数が2以上の場合は、10,300円に、変更する長期修繕計画の数から1を減じた数に5,400円を乗じて得た額を加算した額）

(111)の4 マンション管理適正化推進法第5条の3第1項の認定、マンション管理適正化推進法第5条の6第1項の更新又はマンション管理適正化推進法第5条の7第1項の変更の認定を受けたことの証明手数料 1件 980円

(112) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可審査手数料 1件 160,000円

(113) サービス付き高齢者向け住宅事業登録審査手数料（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に係るもの）及びサービス付き高齢者向け住宅事業登録更新審査手数料（同条第2項の規定に係るもの） 別表第10に定める額

(114) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による提出書類等の写し等の交付手数料 次のアからウまでに掲げる交付の方法の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 提出書類等を複写機により用紙に白黒又はカラーで複写したものを交付するとき。用紙1枚片面につき 10円（カラーで複写された用紙にあっては、20円）

イ 電磁的記録に記録された事項を用紙に白黒又はカラーで出力したものを交付するとき。用紙1枚片面につき 10円（カラーで出力された用紙にあっては、20円）

ウ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して交付するとき。ア又はイに掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとした

ならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき 10円

(115) 文書の受理に関する証明手数料 1件 300円

(116) 前各号に定めのない事項に関する証明手数料 1件 300円

2 前項の規定にかかわらず、火災、震災、風水害その他これらに類する災害による被害に関する証明手数料は、徴収しない。

(件数)

第3条 手数料の件数は、次に定めるところによる。

(1) 前条第1項第3号及び第4号の証明手数料については、1納税義務者に係る1税目について1年度分(法人等の市民税にあつては、1事業年度分)を1件とする。この場合において、個人の市民税及びこれと併せて賦課徴収する個人の府民税又は固定資産税及びこれと併せて賦課徴収する都市計画税については、それぞれ2の税目を併せて1の税目とみなす。

(2) 前条第1項第5号の証明手数料については、土地は1筆、家屋は1個、償却資産は1種類又は1品目、車両は1台をそれぞれ1件とみなす。

(3) 前条第1項第6号の証明手数料については、1地番を1件とする。

(4) 前条第1項第7号の証明手数料については、1納税義務者を1件とする。

(5) 前条第1項第16号の閲覧手数料については、閲覧に係る住民1人を1件とする。

(6) 2以上の事項について同時に申請等を行ったときは、1事項を1件として手数料を算定する。

(7) 前各号に定めのない件数の認定については、市長が定める。

(還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(減免)

第5条 市長(第2条第1項第114号の手数料にあつては、行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員、同法第81条第1項の機関その他提出書類等の写し等の交付に係る機関)が特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 東大阪市手数料条例(昭和42年東大阪市条例第36号)は、廃止する。

3 東大阪市税条例(昭和42年東大阪市条例第94号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

4 当分の間、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置をいう。)を用いる場合における第2条第1項第4号、第9号、第15号及び第19号の規定の適用については、同項第4号、第15号及び第19号中「300円」とあるのは「200円」と、同項第9号中「450円」とあるのは「350円」とする。

附 則(平成13年3月31日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第18号)

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

附 則（平成16年 3月31日条例第7号）

この条例は、平成16年 7月 1日から施行する。ただし、第2条第42号の3の次に9号を加える改正規定（同条第42号の4から第42号の7までの規定に係る部分に限る。）は、平成17年 1月 1日から施行する。

附 則（平成17年 1月21日条例第10号）

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 3月31日条例第26号）

この条例は、平成17年 5月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日条例第11号）

この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 9月 6日条例第36号）

この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号）附則第1条第14号に規定する日から施行する。

附 則（平成20年 3月31日条例第9号）

この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 2月 6日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3月31日条例第18号）

この条例は、平成21年 6月 4日から施行する。

附 則（平成21年11月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3月28日条例第4号）

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年 9月15日条例第12号）

この条例は、平成23年10月20日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日条例第5号）

この条例中第1条の規定は平成24年 4月 1日から、第2条の規定は同年 7月 9日から、第3条の規定は同年10月 1日から施行する。

附 則（平成24年12月 4日条例第32号）

この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第52号）

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第8号で平成25年 4月 1日から施行）

附 則（平成26年 3月31日条例第8号）

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、第2条第31号の次に8号を加える改正規定は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月31日条例第9号）

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月31日条例第10号）

この条例は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則（平成27年 9 月10日 条例第39号）

この条例中第 1 条の規定は平成27年10月 5 日から、第 2 条の規定は平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日 条例第16号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日 条例第17号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日 条例第10号）

改正

平成30年 3 月30日 条例第 7 号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（指定訪問型介護予防サービス事業者等の指定等に係る手数料の特例）

- 2 指定訪問型生活援助サービス事業者又は指定通所型短時間サービス事業者の指定については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年 3 月31日までの間に当該指定を受けるものに限り、東大阪市手数料条例の一部を改正する条例（平成30年東大阪市条例第 7 号）による改正後の第 2 条第31号の 2 条の規定は、適用しない。この場合において、同号中「ア、キ及びケに掲げるものである場合にあつては40,000円、ア及びエ、キ若しくはケに掲げるものである場合、ウ及びカに掲げるものである場合又はキ及びケ」とあるのは、「ア及びエ若しくはキに掲げるものである場合又はウ及びカ」とする。

（低炭素建築物新築等計画認定審査手数料等に係る経過措置）

- 3 施行日前に改正前の別表第 5 若しくは別表第 7 に規定する登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認めたもの又は別表第 9 に規定する登録住宅性能評価機関等が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めたものは、それぞれ改正後の別表第 5 若しくは別表第 7 に規定する登録住宅性能評価機関等が認定基準に適合すると認めたもの又は別表第 9 に規定する登録住宅性能評価機関等が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めたものとみなして、これらの表の規定を適用する。

附 則（平成29年10月31日 条例第26号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第82号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日 条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

- 2 東大阪市手数料条例の一部を改正する条例（平成29年東大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年 3 月29日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月28日 条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日 条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第114号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月7日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第6号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日条例第17号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日条例第42号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（東大阪市手数料条例第2条第1項各号列記以外の部分及び第33号の改正規定、同項第100号の改正規定（同号ただし書を削る部分を除く。）並びに同条例第3条及び別表第3備考1の改正規定に限る。）から第3条まで、第5条、第6条（東大阪市水道事業給水条例第34条第1項の改正規定を除く。）及び第7条の規定 公布の日

(2) 第1条中東大阪市手数料条例第2条第1項第100号の改正規定（同号ただし書を削る部分に限る。）、同項第104号の次に1号を加える改正規定並びに同条例別表第2、別表第3備考3及び別表第4の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年2月20日

(3) 第6条（東大阪市水道事業給水条例第34条第1項の改正規定に限る。）及び附則第4条の規定 令和4年10月1日

（東大阪市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市手数料条例別表第2及び別表第4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定又は変更の認定に係る手数料について適用する。

2 第1条の規定（前条第1号及び第2号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の東大阪市手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等に係る手数料について適用し、施行日前に行われた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日条例第11号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料の算定の基礎となる床面積の合計については、改正後の別表第5及び別表第6の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされていた法第53条第1項の認定の申請（法第55条第1項の変更の認定の申請を含む。）に係る手数料の算定の基礎となる床面

積の合計については、改正後の別表第5及び別表第6の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第54条第1項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る手数料の算定の基礎となる床面積の合計については、改正後の別表第5及び別表第6の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第5、別表第6の2、別表第7及び別表第8の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月29日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月28日条例第56号）

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市手数料条例別表第7備考1並びに別表第9備考1及び備考6の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第8号）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事の規制に係る宅地造成工事の計画変更許可審査手数料及び宅地造成工事の許可を受けたことの証明書交付手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日条例第9号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年6月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項第23号関係）

特定計量器の区分			金額	
質量計	非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
			ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	1,800円
			ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	2,200円
			ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,100円
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直	250円	

	線目盛のみがあるもの	
その他のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
	ひょう量が100キログラムを超え、250キログラム以下のもの	900円
	ひょう量が250キログラムを超え、500キログラム以下のもの	1,500円
	ひょう量が500キログラムを超え、1トン以下のもの	2,100円
	ひょう量が1トンを超え、2トン以下のもの	3,700円
	ひょう量が2トンを超え、5トン以下のもの	6,900円
	ひょう量が5トンを超え、10トン以下のもの	10,700円
	ひょう量が10トンを超え、20トン以下のもの	15,000円
	ひょう量が20トンを超え、30トン以下のもの	19,100円
	ひょう量が30トンを超え、40トン以下のもの	21,600円
	ひょう量が40トンを超え、50トン以下のもの	29,800円
	ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円
	分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	
皮革面積計		2,500円

備考

- 1 この表の金額欄に掲げる金額は、1個についての金額とする。
- 2 非自動はかりのうち、最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の10,000分の1未満のものに係る手数料の額は、この表に掲げる金額の2倍とする。
- 3 検査用具を質量計の所在場所まで運搬する場合にあっては、この表に掲げる金額に次の各号に掲げる質量計の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を加算する。
 - (1) ひょう量が1トン以下の質量計 1個につき2,000円（検査の対象となる質量計のうち、ひょう量が1トン以下のものが2以上あるときは、当該質量計のひょう量のトン数を合算した数値（その数値に1未満の端数があるときは、これを1とする。）に2,000円を乗じて得た額）
 - (2) ひょう量が1トンを超え、10トン未満の質量計 1個につき当該質量計のひょう量のトン数の4分の3に相当する数値（その数値に1未満の端数があるときは、これ

を1とする。)に2,000円を乗じて得た額

- (3) ひょう量が10トン以上の質量計 1個につき当該質量計のひょう量のトン数の5分の3に相当する数値(その数値が8未満である場合にあっては、8とする。)(その数値に1未満の端数があるときは、これを1とする。)に2,000円を乗じて得た額

別表第2 (第2条第1項第99号関係)

項	区分			金額
	認定の申請の種別	床面積の合計	住宅の種別	
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「長期使用構造等確認書等」という。)の提出がある一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅(既存の住宅を除く。以下この表及び別表第4において同じ。)	13,000円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	17,400円
2	長期使用構造等確認書等の提出がある共同住宅等(併用住宅を除く。以下この表及び別表第4において同じ。)に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	29,600円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	49,900円
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	77,000円
		3,000平方メートル	新築基準が適用	97,500円

		を超え、5,000平方メートル以下のもの	される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	136,400円
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	163,400円 228,000円
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	279,700円 387,200円
3	長期使用構造等確認書等の提出がない一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	73,600円 108,700円
4	長期使用構造等確認書等の提出がない共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	130,000円 192,700円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の	207,000円 307,300円

		住宅	
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	408,100円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	606,300円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	730,000円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	1,085,000円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1,255,000円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	1,865,500円
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,323,700円
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	3,453,000円

備考

- 1 この表中の用語の意義は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）における用語の意義によるものとする。
- 2 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第2の5に規定する認定対象建築物をいう。）の床面積の合計をいう。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 4 「併用住宅」とは、人の居住の用に供する建築物の部分（以下備考4及び別表第3に

において「居住部分」という。)及び居住部分以外の部分から成る1戸の住宅であって、床面積の合計のうち居住部分以外の部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。

別表第3 (第2条第1項第100号イ(ア)及び(イ)関係)

項	区分		金額
	床面積	構造計算の方法	
1	200平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	88,700円
		大臣認定プログラム以外のもの	117,100円
2	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	100,100円
		大臣認定プログラム以外のもの	140,000円
3	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	111,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	162,800円
4	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	123,000円
		大臣認定プログラム以外のもの	185,700円
5	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	139,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	221,900円
6	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	176,000円
		大臣認定プログラム以外のもの	294,700円
7	50,000平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	297,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	541,300円

備考

- 手数料の額は、構造計算適合性審査を行う1の住宅(居住部分を有する建築物が居住部分以外の部分を有する場合にあっては、当該建築物)ごと(建築基準法第20条第2項の規定の適用がある場合には、同項に規定する建築物の部分ごと)にこの表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。
- 「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る住宅の床面積をいう。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性審査を要する住宅の計画又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性審査を行う長期優良住宅建築等計画を変更して住宅の建築をする場合については、構造計算適合性審査に係る住宅の床面積(床面積の増加する部分がある場合は、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得たものに、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えたもの)に0.5を乗じて得た面積とする。
- 別表第2備考3の規定は、この表について準用する。
- 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラ

ム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。

別表第4（第2条第1項第101号関係）

項	区分			金額
	変更の認定の申請の種別	床面積の合計	住宅の種別	
1	長期使用構造等確認書等の提出がある一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	1,900円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	2,700円
2	長期使用構造等確認書等の提出がある共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	5,600円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	6,500円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	9,900円
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	14,300円
		3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	17,500円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	26,300円
5,000平方メートルを	新築基準が適用	29,800円		

		超え、10,000平方メートル以下のもの	される住宅 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	44,800円
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	74,100円
3	長期使用構造等確認書等の提出がない一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	12,700円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	18,900円
4	長期使用構造等確認書等の提出がない共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	35,100円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	56,600円
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の	110,900円

			住宅	
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの		新築基準が適用される住宅	134,500円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	201,800円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの		新築基準が適用される住宅	233,800円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	350,800円
	10,000平方メートルを超えるもの		新築基準が適用される住宅	431,600円
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	647,500円

備考

- この表の規定にかかわらず、この表の2の項及び4の項において、変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合（変更の内容が共用部分のみに及ぶ場合を除く。）は、この表に掲げる金額を当該認定対象住戸の総数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額（その額がこの表に掲げる金額を超える場合は、この表に掲げる金額）とする。
- この表の規定にかかわらず、この表の3の項及び4の項において、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合は、2,300円とする。
- 別表第2備考の規定は、この表について準用する。

別表第5（第2条第1項第105号関係）

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物（住宅（人の居住の用にのみ供する建築	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたも	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以	19,000円

物（共用部分を含む。）。以下同じ。） 以外の用途のみに 供する建築物をい う。以下同じ。）	の	上1,000平方メートル未満のもの		
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円	
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,600円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,200円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円
			50,000平方メートル以上のもの	643,400円

				以上のもの	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	261,300円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	326,800円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	600,000円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	738,500円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	872,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円
				200平方メートル以上のもの	23,900円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
				200平方メートル以上のもの	46,000円
3	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円	
			50,000平方メートル以上のもの	339,400円	
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	39,900円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,300円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,900円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,100円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円	
			50,000平方メートル以上のもの	971,100円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メー	225,600円

				トル未満のもの	
				5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	322,400円
				10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	632,400円
				25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	1,116,900円
				50,000平方メートル 以上のもの	2,050,900円
4	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。）			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額	

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、低炭素促進法第55条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

をいう。以下同じ。)

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

4 「モデル建物法」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰ．第1の1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書の規定により建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る審査を行う方法をいう。

5 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

6 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

別表第6（第2条第1項第106号の2関係）

項	区分		金額
	床面積の合計	構造計算の方法	
1	200平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	88,700円
		大臣認定プログラム以外のもの	117,100円
2	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	100,100円
		大臣認定プログラム以外のもの	140,000円
3	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	111,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	162,800円
4	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	123,000円
		大臣認定プログラム以外のもの	185,700円
5	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	139,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	221,900円
6	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	176,000円
		大臣認定プログラム以外のもの	294,700円
7	50,000平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	297,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	541,300円

備考

1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構

造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があつた建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。

- 2 「構造計算」とは、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。
- 3 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。
- 4 別表第5備考6の規定は、この表について準用する。

別表第6の2（第2条第1項第106号の4関係）

項	区分			金額	
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円	
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円
				2,000平方メートル以上5,000	136,200円

				平方メートル未満のもの	
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	177,300円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	212,700円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	249,200円
				50,000平方メートル以上のもの	322,300円
			その 他の もの	300平方メートル未満のもの	131,300円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	164,000円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	369,800円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	436,800円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	498,100円
				50,000平方メートル以上のもの	620,600円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能 評価機関等が 技術的基準に 適合すると認 めたもの			3,400円
		その他 のもの	誘導 仕様 基準 によるも	200平方メートル未満のもの	11,800円
				200平方メートル以上のもの	12,600円

			の					
			その	200平方メートル未満のもの	21,300円			
			他の	200平方メートル以上のもの	23,600円			
			もの					
3	共同住宅等	登録住宅性能 評価機関等が 技術的基準に 適合すると認 めたもの		300平方メートル未満のもの	6,100円			
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円			
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円			
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	46,600円			
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	74,600円			
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	112,900円			
				50,000平方メートル以上のもの	171,300円			
			その他の もの	誘導 仕様 基準 によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600円		
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300円		
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,600円		
					5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	90,800円		
					10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	165,100円		
					25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	278,400円		
					50,000平方メートル以上のもの	487,100円		
		その 他の もの				300平方メートル未満のもの	41,100円	
							300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
							2,000平方メートル以上5,000	113,500円

			平方メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	161,900円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	317,000円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	559,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円
4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額		

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 別表第5備考3から備考6までの規定は、この表について準用する。

別表第6の3（第2条第1項第106号の5関係）

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する	

	計画の評価方法	部分の床面積の合計		
1	登録住宅性能評価機関等 が軽微な変更に該当する と認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円	
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円	
		2	その他のもの	モデル建物法によるもの
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	168,500円			
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,200円			
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円			
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円			
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円			
50,000平方メートル以上のもの	643,400円			
その他のもの	1,000平方メートル未満のもの			326,800円
その他のもの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		421,200円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		600,000円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		738,500円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		872,400円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		994,900円	
	50,000平方メートル以上のもの		1,240,000円	

備考 別表第5備考3、備考4及び備考6の規定は、この表について準用する。

別表第6の4（第2条第1項第106号の6関係）

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの	1,000平方メートル未満のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	
		1,000平方メートル未満のもの	64,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	136,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	212,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円
	50,000平方メートル以上のもの	322,300円	
	その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	164,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	211,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	300,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	369,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	436,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	498,100円
50,000平方メートル以上のもの			

		トル未満のもの	
		50,000平方メートル以上のもの	620,600円

備考 別表第5備考3、備考4及び備考6の規定は、この表について準用する。

別表第6の5（第2条第1項第107号の2関係）

項	区分			金額
	判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	工場等のみ のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	21,600円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円
			50,000平方メートル以上のもの	349,700円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		35,400円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		49,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		116,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		171,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		211,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		262,100円

			50,000平方メートル以上のもの	362,600円
2	その他のものの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		324,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		418,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		736,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		992,600円
		50,000平方メートル以上のもの		1,237,700円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の

建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。)又は改築(以下この備考において「増築等」という。)の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。別表第6の7において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

4 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

別表第6の6(第2条第1項第107号の3関係)

項	区分		金額
	判定等の区分	床面積の合計	
1	判定	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円
2	変更の判定	300平方メートル未満のもの	6,100円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円

	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
	50,000平方メートル以上のもの	160,600円

備考

1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 別表第6の5備考5の規定は、この表について準用する。

別表第6の7（第2条第1項第107号の4関係）

項	区分			金額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	15,800円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,800円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	82,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	102,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	126,400円
			50,000平方メートル以上のもの	175,400円
			その他のもの	1,000平方メートル未満のもの
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,100円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	58,700円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	86,400円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	106,600円	

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	131,700円
			50,000平方メートル以上のもの	181,900円
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	63,700円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円
			その他のもの	162,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円	
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円	

備考 別表第6の5備考1及び備考3から備考5までの規定は、この表について準用する。
別表第7（第2条第1項第108号・第108号の2ア関係）

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	99,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円	
		50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合		5,600円

		すると認めたもの				
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円	
				200平方メートル以上のもの	21,600円	
			その他のもの		200平方メートル未満のもの	39,100円
					200平方メートル以上のもの	43,700円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,000円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円	
				50,000平方メートル以上のもの	339,400円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの		300平方メートル未満のもの
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円	
				50,000平方メートル以上のもの	968,800円	
		その他のもの			300平方メートル未満のもの	78,700円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円	

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

- 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下この備考において同じ。）に共用部分（同省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下この備考及び備考4において同じ。）の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は同省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する場合（以下この備考及び別表第8の2において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積（以下「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以

外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関
- (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

3 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

4 「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。

5 別表第6の5備考5の規定は、この表について準用する。

別表第8 (第2条第1項第109号の2関係)

項	区分		金額
	床面積の合計	構造計算の方法	
1	200平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	88,700円
		大臣認定プログラム以外のもの	117,100円
2	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	100,100円
		大臣認定プログラム以外のもの	140,000円
3	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	111,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	162,800円
4	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	123,000円
		大臣認定プログラム以外のもの	185,700円
5	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	139,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	221,900円
6	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	176,000円
		大臣認定プログラム以外のもの	294,700円
7	50,000平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	297,600円
		大臣認定プログラム以外のもの	541,300円

備考

1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記

載された書面の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。

- 2 「構造計算」とは、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。
- 3 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。
- 4 別表第6の5備考5の規定は、この表について準用する。

別表第8の2（第2条第1項第108号の2イ・第109号の4関係）

項	区分			金額	
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円	
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	50,200円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	63,700円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
				50,000平方メートル以上のもの	321,100円
		その他 のもの		300平方メートル未満のもの	130,100円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	162,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
				50,000平方メートル以上のもの	619,500円
2	一戸建て の住宅			登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	
		その他 のもの	誘導仕様基準 による もの	200平方メートル未満のもの	10,700円
				200平方メートル以上のもの	11,400円
				その他 のもの	200平方メートル未満のもの
				200平方メートル以上のもの	22,500円
3	共同住宅 等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,100円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円
				50,000平方メートル以上のもの	171,300円

	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
			50,000平方メートル以上のもの	486,000円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
			50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円
4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法	

		の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	---

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分の評価しない場合については、当該変更の認定の申請に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。
- 2 別表第6の5備考5及び別表第7備考2から備考4までの規定は、この表について準用する。

別表第8の3（第2条第1項第109号の5関係）

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認められたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	
		1,000平方メートル未満のもの	126,300円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円

			トル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円
	その他のもの		1,000平方メートル未満のもの	324,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円

備考 別表第6の5備考5並びに別表第7備考2及び備考3の規定は、この表について準用する。

別表第8の4（第2条第1項第109号の6関係）

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	その他のもの	モデル建物法による1,000平方メートル未満のもの	63,700円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円

	もの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円
		50,000平方メートル以上のもの	321,100円
	その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	162,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円

備考 別表第6の5備考5並びに別表第7備考2及び備考3の規定は、この表について準用する。

別表第9（第2条第1項第110号関係）

項	区分			金額
	認定の申請に係る建築物	認定に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300平方メートル未満のもの	11,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方	228,600円

			メートル未満のもの		
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円	
	その他のもの	モデル 建物法 による もの	300平方メートル未満のもの	99,200円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	166,200円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円	
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		324,500円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		418,900円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		597,700円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		736,200円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		870,100円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		992,600円	
		50,000平方メートル以上のもの		1,237,700円	
2		一戸建ての住宅		登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	

		その他 のもの	仕様基 準等に よるも の	200平方メートル未満のもの	20,100円
				200平方メートル以上のもの	21,600円
			その他 のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
				200平方メートル以上のもの	43,700円
3	共同住宅 等	登録住宅性能評 価機関等が消費 性能基準に適合 すると認めたも の又は建設住宅 性能評価書によ り消費性能基準 に適合すること が確認できるも の		300平方メートル未満のもの	11,000円
				300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	23,100円
				2,000平方メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	51,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	91,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方 メートル未満のもの	147,200円
				25,000平方メートル以上50,000平方 メートル未満のもの	222,500円
				50,000平方メートル以上のもの	337,400円
		その他 のもの	仕様基 準等に よるも の	300平方メートル未満のもの	37,600円
				300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	65,000円
				2,000平方メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	117,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	177,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方 メートル未満のもの	326,000円
				25,000平方メートル以上50,000平方 メートル未満のもの	551,300円
				50,000平方メートル以上のもの	966,800円
		その他 のもの		300平方メートル未満のもの	78,700円
				300平方メートル以上2,000平方メ ートル未満のもの	131,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メ ートル未満のもの	223,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方 メートル未満のもの	319,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方 メートル未満のもの	629,700円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,113,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定に係る評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この備考において同じ。）に共用部分（同省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。）の設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。
- 2 別表第6の5備考4及び備考5並びに別表第7備考2の規定は、この表について準用する。
- 3 「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。
- 4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建築物省エネ法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
- 5 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 6 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。
 - (1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準

別表第10（第2条第1項第113号関係）

項	登録戸数	金額
1	10戸以下のもの	27,700円
2	10戸を超え、20戸以下のもの	32,300円
3	20戸を超え、30戸以下のもの	36,800円
4	30戸を超え、40戸以下のもの	41,400円
5	40戸を超え、50戸以下のもの	45,900円
6	50戸を超え、70戸以下のもの	55,000円
7	70戸を超え、100戸以下のもの	68,700円
8	100戸を超えるもの	82,300円

備考

- 1 「登録戸数」とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第6号に規定する戸数をいう。
- 2 次の各号に掲げる事由がある場合の手数料の額は、この表に掲げる金額に当該各号に掲げる金額を加算した額とする。
 - (1) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号）第8条の規定により各居住部分の床面積を18平方メートル以上25平方メートル未満とする場合又は第9条ただし書に該当する場合 6,800円
 - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第12号に規定する前払家賃等を受領する場合 6,800円
 - (3) 前2号のいずれにも該当する場合 13,600円